1　登録番号　第14750号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　シャルテ　レッドバート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

1　登録番号　第14752号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　ハートジュエリー　ララバイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

1　登録番号　第14758号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Hypericum L.
4　登録品種の名称　ボサジェ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ｈ．＆Ｂ．Ｒ．ファン　デン　ボス社
オランダ王国　2231ＢＣ　ラインスブルク
オーブストヘ-ステルウェヘ　198　a

1　登録番号　第14759号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Hypericum L.
4　登録品種の名称　ボサシュガ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ｈ．＆Ｂ．Ｒ．ファン　デン　ボス社
オランダ王国　2231ＢＣ　ラインスブルク
オーブストヘ-ステルウェヘ　198　a

1　登録番号　第14760号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Hypericum L.
4　登録品種の名称　ボサアマ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ｈ．＆Ｂ．Ｒ．ファン　デン　ボス社
オランダ王国　2231ＢＣ　ラインスブルク
オーブストヘ-ステルウェヘ　198　a

○農林水産省告示第二千百三十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年一月二十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年八月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

1　登録番号　第20198号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　サクライ　10-２
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
北島治
奈良県桜井市東田201番地

1　登録番号　第20228号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ＴＸ576
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第20236号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEITAKO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上一丁目12番１号

1　登録番号　第20237号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEISCONTI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上一丁目12番１号

1　登録番号　第20240号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　GRANDANT
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant B. V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

○農林水産省告示第二千百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年一月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年八月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

1　登録番号　第4236号
2　登録年月日　平成７年１月26日
3　農林水産植物の種類
Prunus avium (L.) L.
4　登録品種の名称　紅真珠
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社天香園
山形県東根市中島通り１丁目34号

○経済産業省告示第百九十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
ジロイド・レジスター・パン有限会社	クとみなす神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十四年八月九日

○国土交通省告示第九百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松ヶ崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県垂水市牛根麓
字口輪　一一四二番九　一号
一一四二番四　八号
字円ノ尾　三三六四番　一二号
三三六九七番一　三三号
三三七一一番乙　四四号
字羽山平　三三七七二番ロ　五四号及び六号
字羽山山　一一三三番　七四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田尻川の支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県南さつま市加世田津貫
字瀧ヶ迫南　五九二三番三　一一号
字櫟ガ谷　六三〇六番　三二号
字千谷口　五八八七番　四五号
字平迫　五八七九番　五六号